平成２５年（フ）第１１７号
釧路市昭和中央３丁目41番14号　105号室
債務者　荒木　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１１８号
釧路市美原２丁目６番146号
債務者　千葉　尚道
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１１９２号
神奈川県茅ヶ崎市みずき４丁目９番22号　ドリーミー湘南３―101
債務者　廣瀬　朗子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２２３号
横浜市港南区港南５丁目７番12―102号
債務者　久壁　裕太
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４２４号
神奈川県藤沢市花の木16番23号　カーサビアンカ721号
債務者　福浦　三治
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１号
愛媛県西宇和郡伊方町三崎910番地
債務者　安部　有希
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第２９４号
静岡県掛川市長谷251番地の１、前住所静岡県掛川市大池877番地の４
債務者　谷戸　優子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３３７号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目11番304号　県営佐鳴湖団地
債務者　ロサノ　オリアル　マリア　セナイタ（ＬＯＺＡＮＯ　ＯＬＩＡＲＴ　ＭＡＲＩＡ　ＺＥＮＡＩＤＡ）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
静岡県浜松市西区舞阪町浜田435番地　メゾンラフィート103
債務者　星山ひとみ
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
岡山市東区益野町299番地15第二昌楽荘５号、旧住所岡山市東区宿毛530番地
債務者　景山美智子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８４４４号
東京都中野区江原町１丁目35―1130
債務者　藤田　清子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５０３号
東京都葛飾区細田３丁目26―３―303
債務者　島　　康仁
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５０５号
神奈川県横浜市磯子区杉田坪呑１―４―102
債務者　兼井　就平
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５０６号
東京都武蔵野市西久保２丁目９―11―203
債務者　岡島　　務
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５３１号
埼玉県所沢市大字上山口2190―７―608
債務者　中間　智恵
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部